

令和二年二月十八日受領
答弁第四五号

内閣衆質二〇一第四五号

令和二年二月十八日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森殿

衆議院議員城井崇君提出北九州市における洋上風力発電関連産業の総合拠点形成の促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員城井崇君提出北九州市における洋上風力発電関連産業の総合拠点形成の促進に関する質問
に対する答弁書

一について

お尋ねに関し、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進を図ることは、海洋の積極的な開発及び利用並びに再生可能エネルギーの長期的かつ安定的な主力電源化に向けて重要であると認識しており、御指摘の「促進区域」については、令和元年十二月二十七日に、長崎県五島市沖の海域を海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第八条第一項の規定に基づき海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域として初めて指定したほか、現在、秋田県能代市、同県山本郡三種町及び同県男鹿市沖の海域、同県由利本荘市沖の海域並びに千葉県銚子市沖の海域の指定について、同法第九条第一項に規定する協議会において必要な協議を行っているとある。政府としては、こうした海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定が我が国の計画的かつ継続的な洋上風力発電の促進に資するものとなるよう、同法を適切に運用してまいりたい。